

東京都立大学同窓会理事会
平成25年3月27日決定
令和元年7月17日改正

プロジェクト奨励賞に関する規程

第1条（趣旨）

本規程は、東京都立大学(以下「本学」という。)の学部在籍する学生個人及びそれらの団体並びに大学院前期博士課程に在籍する院生個人及びそれらの団体(以下「団体等」という。)が、大学に活気を生み出し、学生に志と活力を生み出すような、活動に対する助成のための必要な事項を定める。

第2条（名称）

本表彰は、「プロジェクト奨励賞」と称する。

第3条（活動）

東京都立大学同窓会(以下「本会」という。)が助成する活動は、次による。

- (1) 本学の名声を高めることになる活動
- (2) 自主的・独創的な活動

第4条（支援）

本会は、第3条の対象に該当する活動を行う団体等に対して、予算の範囲内において助成する。

第5条（手続き）

団体等が、本規程によって、助成を受けようとする場合は、様式第1の申請書を提出する。

2. 同一団体等が、毎年連続して申請することは可能とする。
3. 前第1項及び第2項の申請書は、本会事務局へ、提出するものとする。

第6条（基準）

本会は、前条の申請書の提出を受けた場合は、次の基準に沿うものについて、受理するものとする。

- (1) 申請者が、第1条に掲げる団体等であること
- (2) 対象の活動が、公序良俗に反しないこと

- (3) 対象の活動が、特定の政治的及び宗教的なものでないこと
- (4) 対象の活動の支援期間は、おおむね1年以内とすること
- (5) その他理事会が定める基準に合致すること

第7条（審査）

本会は第5条の規定により、申請書を受理したときは、速やかに、審査を行うものとする。

- 2. 審査を行う助成審査委員会を設置する。
- 3. 前項の助成審査会の会長は、本会の会長とする。
- 4. 第1項の審査を行う委員は、次の者とする。
 - (1) 総務委員会委員長
 - (2) 企画委員会委員長
 - (3) 理事会が指名する者3名

第8条（承認）

前条の審査により、承認された場合は、様式第2の承認書を交付する。

- 2. 前項の承認については、理事会の承認を必要とする。

第9条（助成金の支給等）

前条第1項の承認書の交付に際して、決定した助成金を支給する。

2. 申込みに、不正があったと、理事会が認めた場合は、助成金の返還を求めることができる。

3. 助成金の使用に不適正なものがあった場合には、理事会の決定により、助成金の返還を求めることができる。

第10条（報告）

団体等は、助成金を受領した後、半年を経過したときに、様式第3の事業の進捗状況報告書を提出しなければならない。

2. 団体等は、承認書の交付を受けて、おおむね1年後には、様式第4の活動に関する報告書を本会会長あて提出するものとする。

- 3. 理事会は、報告書に対して、意見を述べるすることができる。

第11条（改正）

本規程の改廃については、理事会の決定によるものとする。

付 則

1. 本規程は、平成25年 3月27日より施行する。

申請書様式 様式第1

承認書様式 様式第2

報告書様式 様式第3

報告書様式 様式第4